

獨協医科大学アイスホッケー部 OB 会 慶弔規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、獨協医科大学アイスホッケー部 OB 会が会員に対する慶弔の支給について定めるものである。

(種類と支給範囲)

第 2 条 慶弔の種類及び支給範囲は次のとおりとする。

1. 正会員が結婚する場合は祝金を支給する。
2. 正会員及び名誉会員と、その一等親内の家族が死亡した場合は弔慰金を支給する。
(但、配偶者の父母は除く。)

(申請方法と申請期限)

第 3 条 この規程により慶弔金を受けようとする者は、本会の事務局を通じ 6 か月以内に会長に申請し承認を得なければならない。

第 2 章 結婚祝金

(受給資格と支給額)

第 4 条 正会員が結婚したときは、次のとおり祝金を支給する。祝金の支給を受ける者同士が婚姻する場合は、世帯主に支給する。

1. 正会員 10,000 円

第 3 章 死亡弔慰金

(弔慰金の支給内容)

第 5 条 正会員及び名誉会員とその一親等内の家族が死亡した場合は、次のとおり死亡弔慰金を支給する。

1. 本人及び一親等内の家族が死亡した場合 (但、配偶者の父母は除く。)

10,000 円

(弔花供物料の支給内容)

第 6 条 前条の他として弔花供物料を次のとおり定める。

1. 本人及び一親等内の家族が死亡した場合 (但、配偶者の父母は除く。)

弔花一基

第4章 その他事項

(その他)

第7条 このOB会慶弔規程以外で必要と判断される慶弔事項が生じたときは会長の承認を以って支給する。

この慶弔規程は、平成17年3月19日より施行する。

この慶弔規程は、平成26年3月15日より施行する。

この慶弔規程は、平成29年3月18日より施行する。